

公益財団法人 連合総合生活開発研究所

費用弁償支給規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人連合総合生活開発研究所定款第17条第2項、第35条第2項及び第38条第4項に規定する費用弁償の支給基準に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程を適用する対象は、評議員、役員、顧問及び参与とする。

(費用弁償の額)

第3条 評議員、役員、顧問及び参与には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

2 費用の弁償額は、一日につき10,000円とする。ただし、遠隔地から諸会議等に出席するために特別の経費を必要とする場合には、出張旅費規程に定める基準に準じてその費用を支給することができるものとする。

(費用弁償の辞退)

第4条 評議員、役員、顧問及び参与は、費用弁償額の全部又は一部につき辞退することができる。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、1988年12月20日から施行する。

この規程の一部改正は、1989年10月30日から施行する。

この規程の一部改正は、2008年10月1日から施行する。

この規程の一部改正は、2011年4月1日から施行する。

(公益財団法人連合総合生活開発研究所の設立の登記の日)

この規程の一部改正は、2011年9月16日から施行する。

この規程の一部改正は、2012年9月21日から施行する。

この規程の一部改正は、2013年9月19日から施行する。